

# 足立区バリアフリー地区別計画 (六町周辺地区編) 素案

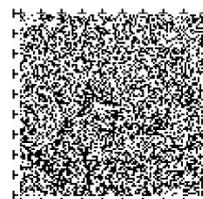
令和6年11月



足立区都市建設部都市建設課  
ユニバーサルデザイン担当課

概要版

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。  
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る  
ことができます。





# バリアフリー地区別計画の策定

## ■ バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、誰もが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）第25条では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が『バリアフリー基本構想』を作成するよう努めるもの」とされています。

## ■ 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では、平成28年7月に、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」をまとめました。この計画では、対象地域内の面的なバリアフリー化の必要性及び効果が高い地域として10地域※を選定し、これらの地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつ、必要に応じてバリアフリー法第2条24号に規定する重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画」を策定することとしています。

なお、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」と「足立区バリアフリー地区別計画」を合わせて、バリアフリー法第25条に規定するバリアフリー基本構想として位置付けています。

※ 北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺

## ■ バリアフリー地区別計画における生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下のア～オを設定して重点的かつ面的なバリアフリー化を進めます。

ア	生活関連施設 (法第2条第23号イ)	バリアフリー化の対象となる区民等が社会生活や日常生活で利用する施設
イ	生活関連経路 (法第2条第23号ロ)	生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路
ウ	重点整備地区 (法第2条第24号)	生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区別計画を策定する区域
エ	バリアフリー方針	地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針
オ	特定事業 (法第2条第25号)	生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業

※法：バリアフリー法



# 六町周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

## ■ バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）の策定

「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」で選定された10地域のうちのひとつである六町周辺地区は、平成28年12月に「六町ゾーンエリアデザイン計画」が策定されています。この計画では、“多世代が充足感を持って住み続ける元気なまち”をテーマに、駅前区有地の活用事業をはじめとした事業が実施されています。この地域の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）」の策定に至りました。

## ■ バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）の基本方針

本計画では、バリアフリー法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の3点を六町周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

### 基本方針1

六町駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設間を結び回遊性を担保する道路を対象として、面的・一体的なバリアフリー化を推進する。

### 基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が六町駅等の公共交通から周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

### 基本方針3

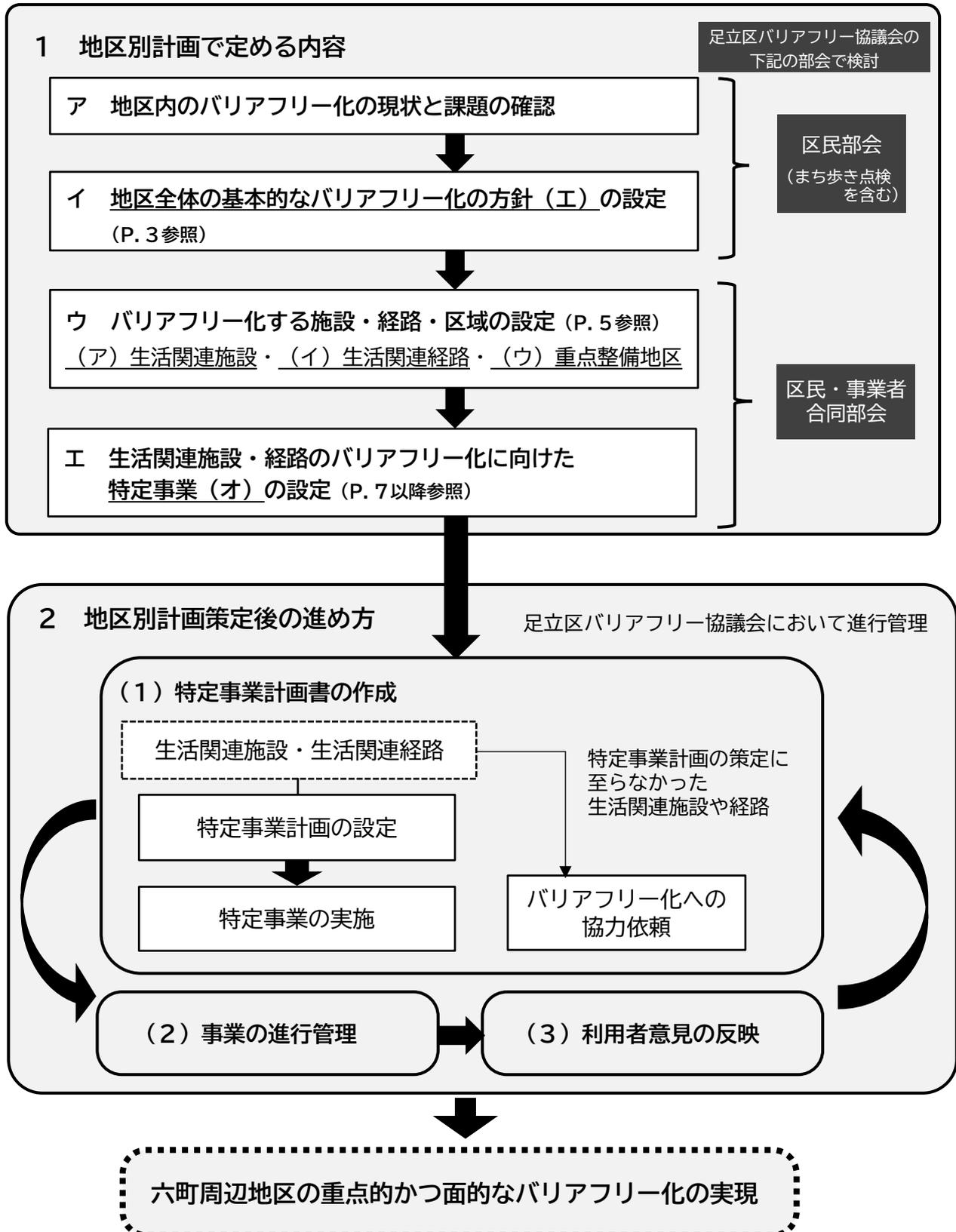
施設や道路のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指し、ソフト面の対応策も推進する。

## ■ バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）の計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から概ね10年間とします。

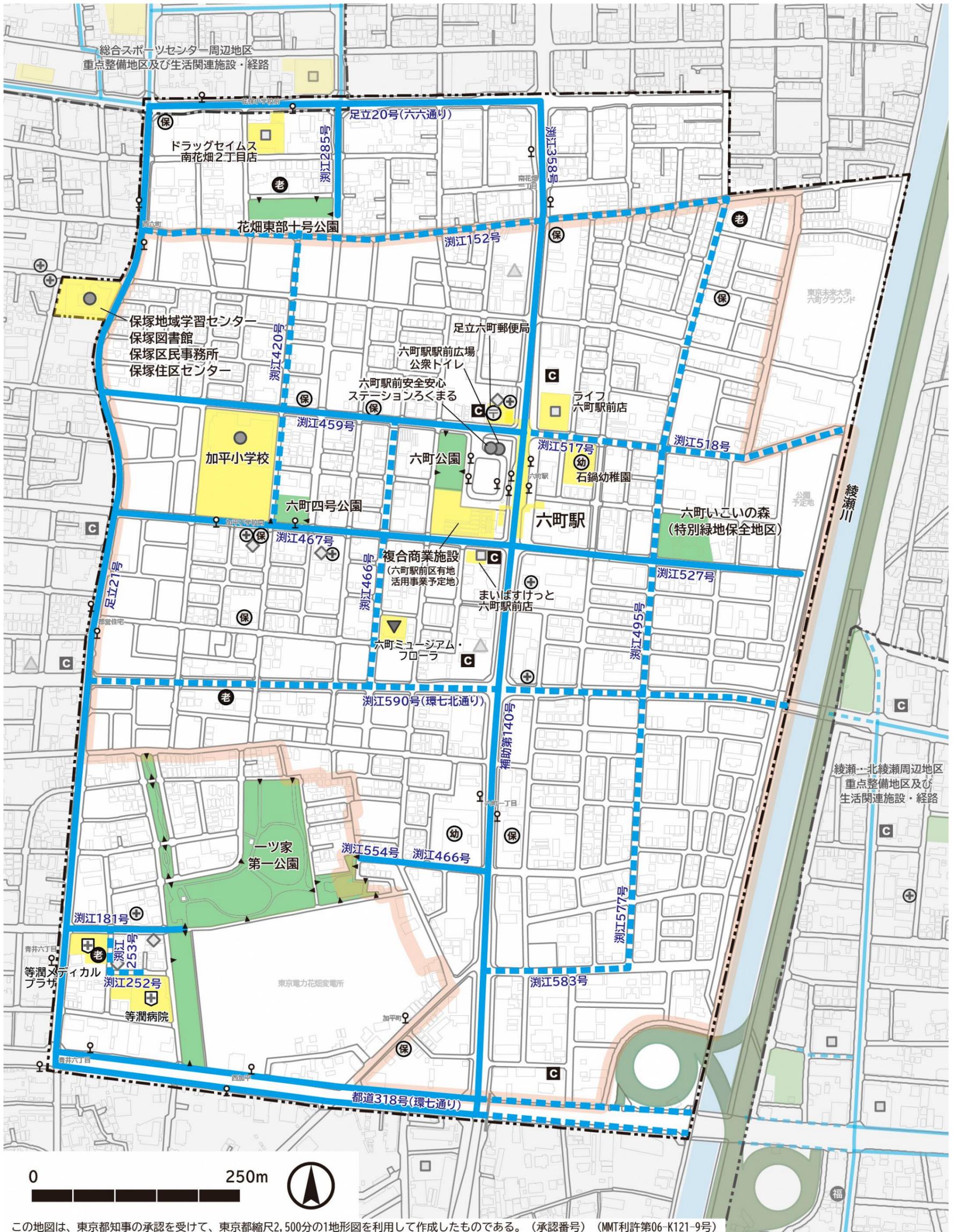
# 六町周辺地区におけるバリアフリー化の進め方

本計画で定める内容および本計画策定後のバリアフリー化については、以下の流れに沿って進めます。



# 六町周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の対象

本計画の生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域を以下のように定めます。



凡例		施設凡例	
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 生活関連施設	<span style="border: 2px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 重点整備地区 (対象範囲)	<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 公共施設	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〒</span> 郵便局
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 生活関連施設(公園)	<span style="border-bottom: 2px dashed black; width: 15px; display: inline-block;"></span> 足立〇〇号 〇江〇〇号 道路路線名	<span style="background-color: lightyellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 商業施設	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">△</span> 金融機関
<span style="border-bottom: 2px solid blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 生活関連経路(主要経路)	<span style="border-bottom: 2px dashed blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 土地区画整理事業 施行区域	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+</span> 病院	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">幼保</span> 幼稚園・保育園
<span style="border-bottom: 2px dashed blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 生活関連経路 (ネットワーク経路)		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">+</span> 診療所	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">老福</span> 老人福祉施設・福祉施設
		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇</span> 薬局・ドラッグストア	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">▽</span> 文化施設
		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C</span> コンビニ	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">♀</span> バス停
			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">▲</span> 公園入口



## 六町周辺地区における特定事業の設定

六町周辺地区内のバリアフリー化を進めるため、特定事業を定め、その種類別にバリアフリー化の現状と課題や、それらを解決する取り組み、目標時期の設定を行います。

### ■ 六町周辺地区における特定事業の種類

特定事業の種類は、バリアフリー法に基づき、以下のとおり分類します。

- |                |                |           |
|----------------|----------------|-----------|
| 1 公共交通特定事業（鉄道） | 2 公共交通特定事業（バス） | 3 道路特定事業  |
| 4 交通安全特定事業     | 5 公園特定事業       | 6 建築物特定事業 |
| 7 教育啓発特定事業     |                |           |

### ■ 六町周辺地区における特定事業の完了の目標時期

特定事業の完了目標時期は、「短期」「長期」を基本として定めますが、現時点ではバリアフリー化が困難な施設や、実施時期が未確定な施設、既にバリアフリー化されている施設などがあるため、それぞれの事業に応じた目標時期を以下のように定めています。

#### 特定事業の完了の目標時期

**短期**：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

**長期**：短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより事業完了を目指す事業

**優先度を考慮して順次：**

（1）バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設

（2）バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設

（3）現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

# 1 公共交通特定事業（鉄道）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
鉄道駅	鉄道事業者	バリアフリースイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行う。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

## ●整備イメージ写真



エレベーターの設置



ホームドアの設置

## ●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 駅入口からホームまで、バリアフリー化された経路の確保

## 2 公共交通特定事業（バス）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス	バス事業者	上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていないバス停がある。	設置するための空間が確保できる箇所には利用状況に合わせ、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

### ●整備イメージ写真



上屋やベンチが設置されたバス停



ノンステップバス

### ●バリアフリー化の主な整備例

- ・バスの乗降をスムーズにする段差のないバス停の整備
- ・上屋やベンチにより安心して待機できるバス停の整備
- ・ノンステップバスの導入

### 3 道路特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
道路	足立区等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	平坦な歩行空間をできるだけ連続的に確保するとともに、適切な段差や勾配を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。			
歩道や路側帯に、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業（電線管理者）と協議し、電柱移設等に向けて検討する。	優先度を考慮して 順次 ○	○		

※ 道路の一部は東京都による「土地区画整理事業」が施行中であり、区道については足立区に未引継ぎの箇所が含まれます。都区間での協議に基づく整備や管理引継ぎ時期等を勘案して取り組みます。

#### ●バリアフリー化の取り組みイメージ



道路の無電柱化・歩道のセミフラット化



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

※ 歩道面が車道面よりも高く、かつ、縁石天端の高さよりも低い歩道構造のこと

#### ●バリアフリー化の主な整備例

- ・歩行に十分な幅があり、平坦で歩車道の境界がわかりやすく、段差が少ない歩道
- ・視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置

#### 4 交通安全特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	交差点等でエスコートゾーンや音響機能付信号などが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や道路標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

#### ●バリアフリー化の取り組みイメージ



音響機能付信号・エスコートゾーンの設置



音響機能付信号

#### ●バリアフリー化の主な整備例

- ・信号機の改良（音響機能等の改修・整備）
- ・道路標識・標示の補修・整備
- ・違法駐車行為防止の指導取締り
- ・横断歩道におけるエスコートゾーンの設置

## 5 公園特定事業（都市公園）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
公園	足立区	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路は平坦で滑りにくく、適切な勾配・段差となるよう確保する。	優先度を考慮して 順次	
		園路などに段差、凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が通りにくい箇所がある。		○	○
		公園内のトイレ全体の機能を充実させる必要がある	トイレの建替えの際、機能の分散配置を踏まえて見直しをする。	優先度を考慮して 順次	
		高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等にわかりやすい案内板があるとよい。	図や多言語などを用いて、利用者にわかりやすい案内板を設置する。	○	○
		高齢者、障がい児・者、子ども等が利用しやすいベンチ等の施設があるとよい。	適切な座面の高さ・形状等を考慮したベンチを設置する。	優先度を考慮して 順次	
		公園全体において、出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備する。	○	○

### ●バリアフリー化の取り組みイメージ



視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置



バリアフリートイレの適正配置

### ●バリアフリー化の主な整備例

- ・公園の主な出入口からトイレまで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された経路
- ・バリアフリートイレの適正配置とその管理

## 6 建築物特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
足立区 施設等	足立区等	建設当時の法令や基準等に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設の維持更新を行う。	優先度を考慮して 順次	
		受付カウンターが車椅子使用者が利用できる構造になっていない。	施設の修繕・更新時期を見据えながら、車椅子使用者が利用できる受付カウンター設置又は記載台の円滑な案内を行う。	○	○
		受付に筆談で対応する表示があるとよい。	受付や窓口カウンターに筆談用具がある旨を見やすい位置に表示する。	○	

### ●バリアフリー化の取り組みイメージ



エレベーターの設置



二段手すりの設置



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

### ●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された建築物
- ・ 円滑に建物内外も移動できる施設の整備歩道

## 7 教育啓発特定事業

事業対象 範囲	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた取り 組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画に、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等に対する理解や協力を推進する啓発等について指針が示されている。	①事業者及び施設管理者等が、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識や技術の向上を図るため、職員・従業員等の教育の充実を図るよう事業者等に働きかける。 ②取組内容の情報発信に理解と協力を促す。	○	○
			①区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等への接し方や支援の方法を周知し、理解と協力を深めるよう働きかける。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。	①区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリースイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかける。 ②視覚障がい者誘導ブロックの上に物を置いている区施設については、改善に向けた対応を実施する。	○	○

### ●バリアフリー化の取り組みイメージ



児童へのユニバーサルデザイン講座



ユニバーサルデザイン講演会

足立区バリアフリー地区別計画  
(六町周辺地区編) 素案

概要版

発行年月：令和6年11月

発行：足立区 都市建設部 都市建設課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。